

薬生食輸発1211第1号  
平成30年12月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)産アーモンド加工品のアフラトキシン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:平成30年12月6日付け薬生食輸発1206第1号)にて通知したところである。

今般、輸入時の自主検査において、パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)産アーモンド加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
パレスチナ(ヨルダン川西岸及びガザ)	アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 $\mu$ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく願います。